

1. 法人税

❖ 新型コロナウイルス感染症の影響で発生する費用の計上

2021年10月27日付けの税務総局発行のオフィシャルレター・第4110/TCT-DNNCN号に従って、これらの費用が実際の発生に反映し、領収書及び証憑が十分にある場合、労働者に支給するCOVID-19の関係費用は個人所得税の課税所得に計算せず、法人税を計算する時、損金算入できる費用になります。弊社の意見として、規定証憑は(i)契約書; (ii)金額が20,000,000 VND以上であれば、銀行振込を通じる証憑; (iii)付加価値税領収書; (iv)費用が実際に発生する証明証憑が含まれます。しかし、具体的なケースによって、税務機関は証憑を追加に提供する要求がある可能性があります。

これらの費用は以下が含まれています。

- 海外に出張する時の国内及び海外でのCOVID-19が理由による隔離費用（食事代、宿泊費、検査費用、隔離期間への送迎費用、隔離期間中の生活費等）
- 労働者へのCOVID-19の検査費用もしくは検査キットの購入費、作業中の感染のリスクから労働者を保護するための、労働者への設備の購入費
- 「3つの場所に留まる」方案に従う労働者への企業での食事代、宿泊費

2. 付加価値税

輸出加工企業への業種変換の時の付加価値税の還付についての2021年9月9日付け税務総局発行のオフィシャルレター・第3393/TCT-CS号

以前、輸出加工企業に変換した後、各企業への付加価値税の還付に関して、各省での税務局は色々な観点があります。いくつかの税務局が企業に税務還付を解決していますが、税務総局からの案内を待つ間に他のいくつかの税務局では付加価値税の還付を一時的に処理していません。

2021年9月9日付け、税務総局がオフィシャルレター・第3393号を発行し、観点が明確に述べられています。

- 輸出加工企業は付加価値税の納付対象ではありません。
- 輸出加工企業への業種変換は付加価値税の規定により、税金還付が処理される企業法の規定に従う企業変換のケースに属しません。

したがって、付加価値税の還付申請書の提出時点で企業が輸出加工企業に変換していた場合、企業の投資プロジェクトは付加価値税の還付ケースに属しません。

しかし、本オフィシャルレターにおいて、税務総局は、一部地域での税務局によって税金還付が解決された税金還付書類に対する処理方法を述べていません。

税金が還付される権利を失うことを回避する為、企業は付加価値税の還付申請書類の提出時点を検討すべきです。

3. 外国契約者税

2021年10月14日付けのオフィシャルレター・第15538/CTBDU-TTHT号によると、外国請負業者に対する税務政策は以下のようになります。

個人所得税について

会社は外国請負業者との契約書により、ベトナムでの非居住者と確定されるベトナムで勤務する外国人専門家への食事代、通勤費用が発生する場合、外国人専門家へのホテル費用は個人所得税の課税所得になります。会社は財務省発行の通達・第111/2013/TT-BTC号の第18条の規定に従って、上記の専門家の個人所得税の源泉徴収を実施する責任を負いません。会社は2015年6月15日付けの財務省発行の通達・第92/2015/TT-BTC号と一緒に発行されるフォーム・第05/KK-TNCN号に従って、個人所得税の申告を実施します。

法人税について

会社と外国請負業者との契約書もしくは合意書にベトナムでの勤務期間中に会社が外国請負業者の専門家に食事代、通勤費用を支払う規定がある場合、これらの費用は財務省発行の通達・第 96/2015/TT-BTC 号の第 4 条に定められている条件を満たせば、法人税の課税所得を確定する時に損金算入できる費用になります。

4. 特別な投資の優遇政策

特別な投資の優遇について、2021 年 10 月 6 日付け政府首相は決定・第 29/2021/QĐ-TTg 号を発行しました（決定 29）。本決定 29 は 2021 年 10 月 6 日より発効します。

決定 29 は 2020 年の投資法の第 20 条 2 項に規定される経済-社会の発展に大きく作用する投資プロジェクトに対する特別な投資の優遇を規定します。以下が含まれます。

- 1) 総投資額が 3 兆 VND 以上で、投資登録証明書の発行日または投資方針の承認日から 3 年以内に少なくとも 1 兆 VND を支払った新しいイノベーションセンター、研究開発センターを設立するための投資プロジェクトの優遇レベルは以下のようになります。
 - 33 年間、優遇税率は 7%になります。
 - 最初の 6 年間は免税、以後の 12 年間は納税額の 50%を減税
- 2) 政府首相の決定によって設立された刷新創造センターに対する優遇レベルは以下のようになります。
 - 37 年間、優遇税率は 5%になります。
 - 最初の 6 年間は免税、以後の 13 年間は納税額の 50%を減税
- 3) 投資資本が 30 兆ドン以上で、登録証明書の発行日から 3 年以内に少なくとも 10 兆ドンを支払った特別な投資インセンティブを伴う産業および貿易への投資プロジェクトの優遇レベルは以下のようになります。
 - 以下の 4 つの指標の中のうちの 1 つの指標を満たす場合、37 年間の優遇税率は 5%になり、最初の 6 年間は免税、以後の 13 年間は納税額の 50%を減税します。

- + レベル 2 のハイテクプロジェクトです。
- + レベル 2 で参加するベトナム企業であります。
- + 付加価値が経済組織が提供した全ての最終の販売製品の製造原価の 40%以上を占めます。
- + レベル 2 の技術譲渡基準を満たします。
(レベル 2 の基準は決定 29 に詳細に説明されています)

➤ 以下の 4 つの指標の中のうちの 1 つの指標を満たす場合、33 年間の優遇税率は 7%になり、最初の 6 年間は免税、以後の 12 年間は納税額の 50%を減税します。

- + レベル 1 のハイテクプロジェクトです。
- + レベル 1 で参加するベトナム企業であります。
- + 付加価値が経済組織が提供した全ての最終の販売製品の製造原価の 30%から 40%を占めます。
- + レベル 1 の技術譲渡基準を満たします。
(レベル 1 の基準は決定 29 に詳細に説明されます)

➤ 残りのグループ 3 でのプロジェクトに対して、30 年間の優遇税率は 9%になり、最初の 5 年間は免税、以後の 10 年間は納税額の 50%を減税します。

特別な投資優遇は投資登録証明書、投資方針の承認決定書もしくは公的機関との文書での合意書に規定されています。

優遇レベルは経済組織の実際の優遇享受条件の合致に基づいて適用されます。経済組織が特別な投資優遇の享受を申告しますが、実際の優遇条件を満たさない場合、特別な投資優遇を受けることができず、同時に経済組織は優遇条件を満たさない年数の、既に受けた優遇に相当する金額（あれば）及び税務管理法による延滞税、法律違反罰金を申告し、納付します。

5. インボイス

❖ 2021年11月1日から2021年12月31日までの付加価値税が政令・第92/2021により減額されるケースにおいての以下の商品・サービスの2つのグループに対するインボイスの書き方について

- グループ1に属する会社、組織に対しては付加価値税減額の対象の商品・サービスの提供に対するインボイスを作成する時、付加価値税税率の行に「法律規定に従う税率(5%又は10%)x70%」、付加価値税の税額、購入者が精算する金額を記入します。

付加価値税のインボイスを根拠にして製品の生産、サービスの提供をする企業・組織は売上付加価値税を申告して、商品・サービスを購入する企業・組織は付加価値税のインボイスで減額された税額のもと、仕入付加価値税の控除を申告します。

- グループ2に属する会社、組織に対しては付加価値税減額の対象の商品・サービスの提供に対するインボイスを作成する時「合計」欄に商品・サービスの減額前の代金を記入し、「製品、サービス料金の合計」の行に売上高の30%を減額した金額を記入し、同時に「議決・第406/NQ-UBTVQH15号にしたがって付加価値税の課税額の30%に相当する(金額)を減額した。」と注記します。

留意点:

(1) 複数の商品・サービスを提供する企業・組織は、インボイスを作成する時、付加価値税の減税対象の商品・サービスごとに個別のインボイスを作成します。

(2) 会社・組織が減額前の付加価値税の税率又は減額前の付加価値税の課税対象の売上高の比率でインボイスを作成した場合は、購入者と提供者がミス(明記する記録書又は書面を作成し、提供者がミスの訂正をしたインボイスを発行し購入者に渡さなければなりません。訂正されたインボイスを根拠として提供者は売上げの付加価値税の調整、購入者は仕入付加価値税の調整(もしあれば)を申告します。

(3) 付加価値税減額の対象に属する商品・サービスを提供し額面が予め記載されているインボイスを印刷して発行したが、残るインボイスを使用し続ける希望がある会社・組織に対

しては、この会社・組織が予め記載しておいた額面の隣に付加価値税の税率の30%が減額された額面又は付加価値税の課税対象の売上高の率の30%を減額した額面の捺印をします。

❖ 企業、経済的組織、個人事業主又は個別事業主に対する電子インボイスの適用の展開

2021年9月20日付け、税務総局発行のオフィシャルレター・第10847/BTC-TCT号によると、財務省は電子インボイスの適用を2つの段階で展開する計画を立てました。第1段階は2021年11月から第2段階は2022年4月からです。

具体的には、第1段階における電子インボイス展開は以下の市、省に適用されます。

- 2021年9月20日付けの決定・第1830/QD-BTC号に従うハノイ市
- 2021年9月20日付けの決定・第1832/QD-BTC号に従うホーチミン市
- 2021年9月20日付けの決定・第1839/QD-BTC号に従うハイフォン市
- 2021年9月20日付けの決定・第1838/QD-BTC号に従うフート省
- 2021年9月20日付けの決定・第1833/QD-BTC号に従うクアンニン省
- 2021年9月20日付けの決定・第1831/QD-BTC号に従うビンディン省

それゆえ、2021年11月以降上記の市、省に位置する企業、経済的組織、個別事業主及び個人事業主は、規定の条件を満たさない一部の場合を除き、電子インボイスを実行しなければなりません。

6. 社会保険

❖ Covid-19の治療をしている労働者に対する、社会保険制度の享受申請書類発行の展開

Covid-19の治療をしている労働者に対する社会保険制度を享受するための根拠としての書類、証憑の案内についての2021年11月19日付け医療省発行のオフィシャルレター・第1492/KCB-PHCN&GD号及び2021年11月26日のベトナム社会保険発行のオフィシャルレター・第4055/BHXH-CD号は以下のような内容の実施を展開します。

- 社会保険制度を享受する休暇の証明書の発行、管理は2017年12月29日付けの医

療省大臣発行の通達・第 56/2017/TT-BYT 号の第 IV 章にある規定のフォームに従って、実施します。

- 1 回の診察で、患者に最大 30 日間の社会保険制度の享受証明書が発行されます。患者は 30 日以上のお休みが必要になる場合、発行された社会保険制度の享受証明書に記載する期限が終わった、もしくは間もなく期限が切れる前に、医者が検討し、決定する為、患者は再度診察を受けなければなりません。
- 通達・第 56/2017/TT-BYT 号の規定に、まだ正しくない書類、証憑を発給した場合、社会保険局はまだ受領せず、そして社会保険局が労働者への社会保険制度の解決の根拠にする為、通達・第 56/2017/TT-BYT 号に従った書類、証憑の完成を労働者に依頼します。

お問い合わせ：

KHAI MINH CONSULTING COMPANY LIMITED

ホーチミン市第 1 区 Dakao ワード Vo Thi Sau 通り 45 号

Citilight Tower、6 階、603 室

Tel: 84 28 3820 5731 / 2 Fax: 84 28 3820 0906

(英語)

Tran Mai Tuong Vy

tran.mai.tuong.vy@kmc.vn

Nguyen Van Mui

nguyen.van.mui@kmc.vn

(日本語)

Le Quoc Duy

le.quoc.duy@kmc.vn

Nguyen Thi Thao Uyen

nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。